

# 給付金の申請期間を延長しました！

～ 地域企業経営人材確保支援事業給付金の制度改正について ～

REVICが支給する給付金について、令和5年2月1日付で、給付金の申請期間の延長や「みなし大企業」の定義の整理を行いました。  
主な内容は以下のとおりです。

**地域企業経営人材確保支援事業給付金**  
REVICareer（レビキャリア）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金

## 給付金の申請受付期間

### ◆ 提出期限を延長

変更前

令和5年3月31日まで



変更後

令和**6年1月31日**まで

## みなし大企業

### ◆ 本制度における「みなし大企業」の定義を整理

変更前

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち租税特別措置法施行令第27条の4第25項第1号及び第2号に規定する法人



変更後

**発行済株式の総数若しくは出資の総額の二分の一以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数若しくは出資の総額の三分の二以上が大企業の所有に属している法人**

## 地域企業経営人材マッチング事業特設サイトを開設しました！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております  
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

地域企業経営人材確保支援事業給付金の詳細はこちらから確認できます →



お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構  
地域企業経営人材確保支援事業給付金事務局  
TEL:03-6266-0450 E-mail:shugyo-kyufukin@revic.co.jp